

【外国送金等の外国為替取引に関するお客さまへのお願い】

平素より、北海道銀行をご利用いただき誠にありがとうございます。

当行では、「外国為替及び外国貿易法(以下、外為法)」「犯罪による収益の移転防止に関する法律」、米国 OFAC 規制等の各種関連法規制等に基づく経済制裁措置、拡散金融対策等の確実な実施のため、お取引に関する目的、資金原資等について、ご説明や資料のご提示をお願いし、お客さまの外国送金等の外国為替取引が各種関連法規制に該当しないことを確認させていただいております。

確認の結果、各種関連法規制等に抵触する、あるいは抵触するおそれのあるお取引である場合や、抵触しないことが確認できない場合は受付することができませんので、あらかじめご了承くださいますようお願い申し上げます。

また、外国送金等をご依頼いただく際には、以下の規制に該当しないことを必ずご確認のうえ、その旨をご申告くださいますようお願い申し上げます。

《外国為替取引に関する主な規制対象取引》

1. 外為法に基づく規制

(1) 資産凍結等経済制裁対象者関連の規制

タリバーン関係者等、テロリスト等、北朝鮮のミサイルまたは大量破壊兵器計画に関与する者等など、財務省が指定する制裁対象者との間の支払等

(2) 一部取引に係る支払等の規制が課されている特定の者等、告示により個別に指定されていないが、資産凍結等の措置の対象となる者等

○一部取引に係る支払等の規制が課されている特定の者等

- ① 技術移転規制の対象として指定されたロシア・ベラルーシの特定団体
- ② 証券の発行等の規制の対象として指定されたロシア政府等・ロシアの特定銀行

○告示により個別に指定されていないが、資産凍結等の措置の対象となる者等

- ① ロシア及びベラルーシ・それ以外の国の制裁対象者である団体により株式の総数等の 50%以上を直接保有されている団体(本邦内に主たる事務所を有する団体を除く。)

(3) 現在実施中の特定国(地域)、特定の目的又は特定の取引等に係る支払等の規制

○特定国(地域)に係る支払規制

- ① 北朝鮮の居住者又は当該居住者により実質的に支配されている法人・団体に対するもの

○特定の目的に係る支払等の規制

- ① 北朝鮮の核関連計画等に貢献し得る活動に寄与する目的で行う取引等に係るもの
- ② イランの核活動に寄与する目的で行う取引等に係るもの

○特定の取引等に係る支払等の規制

以下の規制対象取引等に係る支払等

【北朝鮮関連】

- ① 北朝鮮を原産地又は船積地域とする貨物の輸入
- ② 北朝鮮を原産地、船積地域又は仕向地とする貨物の仲介貿易
- ③ 北朝鮮の核関連計画等に貢献し得る活動に寄与する目的で行う資本取引又は金融サービス等
- ④ 北朝鮮 IT 労働者に対して業務を発注し、サービス提供の対価を支払う目的で行う取引等

【イラン関連】

- ⑤ イラン関係者(イラン政府、イラン国籍の非居住者又はイラン法令に基づき設立された法人等)による核技術等に関連する特定業種を営む会社の株式又は持分の取得等(対内直接投資等に該当するもののほか、対内直接投資等に該当しない場合のこれらの者への当該株式又は持ち分の譲渡を含む。)

【ロシア・ベラルーシ関連】

- ⑥ ロシア政府等が発行した証券の取得又は譲渡
- ⑦ ロシア政府等又はロシアの特定銀行等による本邦における証券の発行若しくは募集又は当該発行若しくは募集のための役務取引
- ⑧ ロシア及びベラルーシの居住者等に対する輸出禁止措置に関連する技術の提供
- ⑨ ロシア及びベラルーシ・それ以外の国の特定団体に対する技術の提供
- ⑩ ロシアの居住者等に対する信託業に係る役務取引又は当該者から受託する信託契約
- ⑪ ロシア法人等に対する会計・監査・経営コンサルタント業・建築サービス・エンジニアリングサービス、企業資源計画(ERP)等の企業管理情報システム、CAD プログラム等の設計、製造システムに係る役務取引

- ⑫ ロシアにおいて行われる事業に係る対外直接投資（居住者が他者と共同設立する組合その他の団体によるロシアにおける事業活動に充てるための当該居住者による本邦から外国へ向けた支払を含む。）
- ⑬ ロシア法人等及びロシア法人等を実質的に支配されている法人により外国において行われる事業に係る対外直接投資（居住者がロシアに居住する自然人、ロシア企業等又はこれらに実質的に支配されている法人その他の団体と共同設立する組合その他の団体による外国における事業活動に充てるための、当該居住者による本邦から外国に向けた支払を含む。）
- ⑭ 上限価格を超える価格で取引されるロシアを原産地とする原油又は石油製品の購入又は輸送に関連する金銭貸付契約又は債務保証契約

（注1） 上記取引に関する支払等の規制に関し、上記（3）「特定の目的に係る支払等の規制」①、「特定の取引等に係る支払等の規制」②～⑪については、支払の受領についても規制が課せられております。これらのうち（3）④、⑦～⑪については、日本側では主に被仕向送金が、（3）⑫～⑭については、日本側では主に仕向送金が行われることを想定しております。

（注2） このほか経済制裁に関するもの以外の規制として、漁業、皮革若しくは皮革製品、武器若しくは武器製造関連設備の製造業又は麻薬等の製造業を行う組合などの事業活動に充てる支払も規制対象。

（注3） 具体的な規制の範囲の詳細については、関連の財務省告示等を参照。

(4) 現在実施中の特定の取引等又は特定の目的に係る取引等の規制

- ① （3）の「特定の取引等に係る支払等の規制」に記載の規制対象取引等
- ② 上限価格を超える価格で取引されるロシアを原産地とする原油及び石油製品の海上輸送等に関連する役務取引（信用状の発行等）

（注1） 「資産凍結等の措置」「貿易規制」「経済制裁以外の規制（対内直接投資規制等）」については記載の対象外。

（注2） 具体的な規制の範囲の詳細については、関連の財務省告示等参照。

※ 上記の規制対象取引では、お取引等における意思決定者や、その利益の帰属先についてもご申告をお願いする場合がございます。

※ 例えば、第三者を経由する又は制裁対象者以外の名義で行われるといった、間接的に行われるものであっても、実質的に制裁対象者に対する支払等であれば、規制の対象となります。

※ 外為法の経済制裁措置等や経済産業省による輸出規制等が複数あり、これらは随時更新されております。最新の内容は、財務省・経済産業省のホームページ等をご確認ください。

財務省：https://www.mof.go.jp/policy/international_policy/gaitame_kawase/gaitame/economic_sanctions/recent.html

経済産業省：https://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/01_seido/04_seisai/seisai_top.html

2. 米国 OFAC 規制

米国の財務省外国資産管理室(OFAC)は、外国政策・安全保障上の目的から、米国が指定した国・地域や特定の個人・団体などについて、取引禁止や資産凍結などの措置を講じており、そうした規制は OFAC 規制と呼ばれています。OFAC 規制は、米国人・米国金融機関を含む米国法人のほか、米国内に所在する外国人・外国法人に適用され、主に米国で決済される米ドル建取引が規制の適用を受けます。本邦で受付する外国為替取引であっても、「制裁対象者」の関与する米ドル建取引等は規制対象となり、お客さまの取引が規制に該当した場合、海外の銀行からお取引を制限されるなど、その後のお取引にも支障が生じる可能性があります。

なお、お取引の受付後であっても OFAC 規制に該当する恐れがある場合には、当行の判断により、当該お取引の中止又は取消等を行う場合がございます。また、米国金融機関等で資産凍結の措置が講じられた場合は、お客さま自身で OFAC に対する資産凍結解除申請等が必要となりますので予めご承知置ください。

※ OFAC 規制は随時更新されております。最新の内容は OFAC ホームページ等をご確認ください。

OFAC：<https://ofac.treasury.gov/>